

岩手県環境審議会 第1回環境基本計画見直し特別部会 会議録

日 時 令和7年5月29日(木)
15:00～16:00
場 所 岩手県水産会館 5階大会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 部会長の互選について
- (2) 部会長職務代理者の指名について
- (3) 岩手県環境基本計画の中間年見直しに係る基本的方向について
- (4) その他

3 閉会

(出席委員)

岩井光信委員、佐藤美加子委員、渋谷晃太郎委員、丹野高三委員、辻盛生委員

(リモート出席委員)

伊藤歩委員、小野寺真澄委員

(五十音順)

1 開 会

○ 事務局

皆様お揃いですので、ただいまから岩手県環境審議会 第1回環境基本計画見直し特別部会を開催いたします。

私は、環境生活企画室企画課長の吉田知教と申します。よろしくお願いいたします。

御出席いただいている委員の皆様は、委員総数7名のうち7名であり、過半数に達していますので、岩手県環境審議会条例第8条第4項の規定により準用される同条例第7条第2項の規定により、会議が成立することを御報告申し上げます。

また、岩手県環境審議会運営規程第8条第7項において準用する第3条第1項の規定により公開といたします。

なお、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づきまして、当審議会にあっては、会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報を、インターネットの県のホームページにて公開することとしておりますので、あらかじめ御了承願います。

次に、今回初めての部会開催となりますので、委員の皆様について、名簿に従って御紹介させていただきます。

伊藤歩委員、岩井光信委員、小野寺真澄委員、佐藤美加子委員、渋谷晃太郎員、丹野高三委員、辻盛生委員 以上でございます。

では、審議会に引き続いての開催でありますので、早速議事に入らせていただきたいと思います。

本日は第1回目の部会となりますので、暫時、事務局にて進行させていただきます。

2 議事（（1）「部会長の互選について」）

○ 事務局

岩手県環境審議会条例第8条第4項において準用する第3条第1項の規定により、部会長の選任は部会に属する委員の互選となっておりますが、どのような方法での選任がよろしいかお諮りいたします。

○ 辻委員

辻です。部会長に、渋谷晃太郎委員を推薦いたします。

渋谷委員におかれましては、これまで長きにわたり委員を務めていらっしゃる、尚且つ岩手県立大学名誉教授、岩手県環境審議会会長として環境施策について幅広く精通されていることから、適任と考えます。よろしくお願いいたします。

○ 事務局

他に、御意見ございますか。

それでは会長には、環境審議会の会長を務められていらっしゃいます、渋谷委員を提案したいと存じますが、いかがでしょうか。

（「意義なし」の声）

はい、ありがとうございます。

御異議がないようですので、部会長は渋谷委員にお願いいたします。

それでは、渋谷部会長には議長席の方にお着きいただきまして、御挨拶をお願いいたします、以後の議事進行をお願いしたいと思います。

○ 渋谷部会長

選任いただきました。ありがとうございます。

この基本計画そのもの、最初の時に関わらせていただいてもう5年も経っていると、早いものだと思っています。世の中の世界の動きもあるし、日本の動きも環境に関してはものすごく早くて、考えなければいけないこと、追いつかなければいけないことがあるので、委員の皆様方、大変だと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、次第によりまして議事を進めて参りたいと思いますが、まず本日の会議は、16時頃の終了を予定しておりますので、議事進行に御協力をお願いいたします。

2 議事（（2）「部会長職務代理者の指名について」）

○ 渋谷部会長

次に、議事の(2)「部会長職務代理者の指名について」ですが、部会長職務代理者の指名につきましては、審議会条例第8条第4項の規定により準用される同条例第3条第3項の規定により部会長が指名することとなっておりますので、申し訳ありませんが伊藤委員にお願いしたいと思っておりますけれども、伊藤委員よろしいでしょうか。

○ 伊藤委員

毎回出席できないかもしれませんが、それでよろしければ、お引き受けいたします。

○ 渋谷部会長

ぜひよろしくお願いいたします。

○ 伊藤委員

はい、承知いたしました。

○ 渋谷部会長

ありがとうございます。

2 議事（(3)「岩手県環境基本計画の中間年見直しに係る基本的方向について【方向性（案）・スケジュール】」

○ 渋谷部会長

それでは次の議事の（3）「岩手県環境基本計画の中間年見直しに係る基本的方向について【方向性（案）・スケジュール】」について移りたいと思います。

○ 事務局

それでは事務局の方から、資料1に基づきまして、岩手県環境基本計画の中間年見直しについて方向性（案）のスケジュールというように御説明させていただきます。

お配りしている一式の資料としましては、4ページを御覧ください。

以降、こちらの方で御説明する際のページ番号につきましては、資料1以降のスライドの方で、右下の方につけているページ番号で御案内させていただきますので、そちらの方よろしくお願いいたします。

まず、3ページを御覧ください。見直しの必要性についてです。岩手県環境基本計画では、第4章の4で、本計画の策定を5年程度が経過した時点をめどに、それまでの計画の進捗状況の点検結果等を踏まえ、計画内容の見直しの必要性を検討することとしております。

計画に定められた目標や、それを実現するための施策の方法については、環境政策が

目指す将来像の実現に向けて、社会経済情勢の変化に柔軟かつ適切に対応できるよう、必要に応じて弾力的に検討していくこととしておりますが、令和7年度は策定から5年を迎える中間点となっております。

そして、のちほど御説明しますが、国の環境基本計画につきましても、令和6年5月に改定されていることから事務局としては計画の見直しを行うことが必要であると考えてございます。

4ページを御覧ください。次に、「2 見直しの方向性」の案について御説明します。まず(1)として、現行計画の概要について御説明します。

先ほどの親会の方でも御説明差し上げた内容と重複する部分はございますが、環境基本計画の、構成につきましてはこちらのとおりとなっております。

今回の説明スライドにつきましては、(3)の計画の構成にございますこの柱立てに沿って、こちらのほうの(1)計画期間ですとか、(2)目標、あとは(4)の主要な指標の一部について、この計画の方向性の中に盛り込みながら、全体の概要を御説明した上で、それぞれのところの見直しの方向性、事務局の方で考えている方向性について、先ほどの親会より詳細に御説明させていただきたいと考えております。

5ページを御覧ください。次に主な論点でございます。まず、はじめにという項目で、3番、計画の期間でございますが、こちらの令和3年度から令和12年度、2021年度から2030年度までの計画期間としておりまして、こちらの方につきましては、今回は中間年見直しであるため、見直しを想定してございません。

6ページを御覧ください。第1章の総論、1・現状と課題でございます。こちらの方は大きく、(1)環境・経済・社会の複合的課題、(2)気候変動、(3)資源循環、(4)生物多様性と自然環境、(5)環境リスク、(6)環境教育という柱立てで、構成しておりますが、こちらの方につきましては、計画策定以降の社会情勢等の変化等を踏まえて、必要に応じて記載事項の追加・修正を検討しております。

続きまして、2・今後の環境施策の展開の基本的な方向でございます。こちらの方は3つの柱立てとなっており、1つは環境・経済・社会の一体的な向上、2つ目は、環境を通じた持続可能な開発目標(SDGs)の達成、3つ目が温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロ目指した取組の推進、となっております。

こちらの基本的な方向につきましても、現行計画策定以降の社会や環境を取り巻く状況の変化、県の施策の進捗や指標の達成状況、新たに生じた課題等への対応方法を検討の上、必要に応じて変更することを検討しております。

8ページを御覧ください。第1章総論の3本・県の環境政策が目指す将来像と施策体系についてでございます。

目指す将来像は「多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて」としてありますが、こちらは、計画年度の2030年度までの目指す姿として設定しているものでしたので、こちらの方も中間年の見直しであることから、変更しないことを想定してお

ります。

ただし、国が令和6年5月に策定した第六次環境基本計画の中で、第五次環境基本計画から比較して、目的の最上位としての「人々、国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上」の位置付けですとか、「ウェルビーイング/高い生活の質」をもたらす「新たな成長」の実現に向けた視点が示されておりますので、こちらの方を、現行の計画の考え方にどのように取り込んでいくかというところは、今回、部会の中でお諮りして、委員の皆様から御意見を頂戴して、計画への反映等を検討して参りたいと思います。

また、「ウェルビーイング」については、現行の上位計画になります、「いわて県民計画（2019～2028）」の中でも、「幸福」という考え方で位置付けられておまして、こちらの方との整合性も踏まえながら、環境基本計画の方にどのように落とし込んでいくかというところについて、繰り返しになりますが、委員の皆様と御議論させていただきながら検討して参りたいと考えております。

10 ページを御覧ください。こちらの方は第六次環境基本計画の概要の抜粋の続きでございますが、国の方で提示している「ウェルビーイング/高い生活の質」の考え方が示されてございますが、本来の市場的な価値に加えて、例えば、環境価値を、環境的希少価値を非市場的価値として取り込むことで、サービス等を高付加価値化しているという考え方でございます。

このような考え方等が、今回の計画の中の基本的な考え方に盛り込まれているかなど、そういうところについても御議論いただければと思っております。

続きまして、第1章総論3・本県の環境政策が目指す将来像、施策体系の中で先ほど、目指す将来像については御説明したところですが、（2）施策体系の横断的施策について御説明します。

横断的施策については3つの柱の上で構成しております。12 ページを御覧ください。

1つ目は「地域資源の活用による環境と経済の好循環」でございます。

こちらは1つの総合的指標と、4つの施策の柱で構成してございます。

こちらにつきましては、現行計画策定以降の社会情勢の変化等、県の施策の進捗や指標の達成状況、新たに生じた課題等への対応方法を検討し、必要に応じて変更することとしております。

13 ページを御覧ください。2つ目は、「自然と共生した持続可能な県土づくり」でございます。

こちらは2つの総合的指標と3つの施策の柱で構成してございます。こちらの方も、1番と同様に必要に応じて変更することを想定してございます。

14 ページを御覧ください。3つ目は、「環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現」ということで、2つの総合的指標と2つの施策の柱で構成してございます。

こちらの方につきましても、必要に応じて変更するというようなことを想定してご

ざいます。

次に、15 ページを御覧ください。(2) 施策体系の2つ目、環境分野別施策について御説明します。

16 ページを御覧ください。こちらでは、第六次環境基本計画の概要資料から抜粋した資料を貼り付けておりまして、右上の方に本県の環境基本計画と環境分野別の施策の柱立てでお示ししております。

国の個別分野の重点施策の赤は点線で囲んでいるところと、本件の岩手県環境基本計画の環境分野別施策につきましては、第六次環境基本計画と照らしましても、柱立てに大きな相違点は見られないことから、構成につきましては変更しない想定をしております。

17 ページを御覧ください。環境分野別施策のそれぞれの分野について、想定される論点ですとか、見直しの方向性等について、概要を御説明します。

1つ目は、気候変動対策についてです。こちらにつきましては、2つの総合的指標と4つの施策の柱で構成してございます。こちらの方につきましては、次のスライドで御説明しますが、国の計画において、2035年度2040年度の削減目標の設定に伴って、それぞれの年度における県の暫定目標調整必要性等、が論点として想定されてございます。

また、その他にも様々な論点ございますが、こちらの詳細につきましては、今年度、中間年見直しを行う個別部門計画である、第二次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間見直しの部会の方での議論ですとか、計画の改定に向けた検討状況、そちらの方の内容を反映する形で、検討を進めていくことを想定しております。

18 ページにつきましては、国の削減目標を御説明しております。

19 ページを御覧ください。2つ目は循環型地域社会の形成についてです。こちらにつきましては、2つの総合的指標と3つの施策の柱で構成してございます。親会の方でも御説明した主な論点として、循環経済(サーキュラーエコノミー)の考え方の浸透の他、様々な論点ございますが、今年度改定を行う個別部門計画、岩手県循環型社会形成推進計画の改定内容やその部会での審議の内容、そちらの方を中心に計画の方に反映することを想定してございます。

20 ページでございますが、こちらの方は、先ほど御説明したサーキュラーエコノミーの考え方について、国の方で策定した第五次循環型社会形成推進基本計画の方の概要版の資料から、関係するところを抜粋してございますので、後ほど御覧ください。

21 ページを御覧ください。3つ目は「生物多様性の保全・自然との共生」でございます。こちらの方は先ほど御説明した通り、県の生物多様性地域戦略としても位置付けられている項目でございます。こちらの方は2つの総合的指標、3つの施策の柱で構成してございます。こちらにつきましては、生物多様性地域戦略の見直しに位置付けになりまして、後程御説明しますが、ネイチャーポジティブ実現に向けた取組ですとか、あ

とは、岩手県の事情として、人と野生生物のあつれきの解消に向けた取組等について、見直すべき論点がないかというところについて、検討することを想定してございます。

22 ページを御覧ください。国が策定した生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要をお示ししております。2012-2020 という、前回の国家戦略と比較しまして、赤囲みしております 2030 年を目標とした「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」というところが、新たに盛り込まれた要素になっております。

23 ページを御覧ください。こちらは令和 7 年 4 月に施行された地域生物多様性増進法の概要でございます。

こちらにつきましては、主な措置事項としまして、地域における生物多様性の増進のための活動の促進として、増進活動実施計画等の認定制度の創設といったものが盛り込まれており、こちらのうち、市町村が取りまとめ役として、地域の多様な主体で徹底して行う活動について、主務大臣が認定する連携増進活動実施計画の認定を受けた市町村につきましては、県の手続きの関係ですと、①②の認定を受けた事業者につきましては、自然公園法ですとか、自然環境保全地域における手続のワンストップ化・簡素化という特例を受けることができることや、土地所有者等と「生物多様性維持協定」を締結することができ、長期的かつ安定的に活動することができるというメリットがある制度となっています。

24 ページを御覧ください。4 つめは「環境リスクの管理」ですが、こちらは総合的指標として、2 つの指標、8 つの施策の柱で構成しております。

こちらの方は主な論点として、国の計画で何か大きく変わったということはありませんが、P F A S の存在状況に関する調査の強化等が、議論の対象になることを想定してございます。

25 ページを御覧ください。令和 5 年 7 月に国の方で作成しました「P F A S に関する今後の対応の方向性」という資料を参考までにお示ししてございます。

26 ページを御覧ください。5 つ目は、「持続可能な社会づくりを担い手育成と協働活動の推進」でございます。

こちらの方につきましては、環境教育推進法に基づく、環境教育等行動計画にも位置付けられており、2 つの総合的指標と 2 つの施策の柱で構成しております。

主な論点といたしましては、環境教育等行動計画の見直しとしまして、国の方で定めている指針に基づきまして、環境教育が、まず目的としての環境学習を行う、目的としての「個人の変容」というところから、そこにとどまらず「組織や社会経済システムの変革への連動」というところまで、環境学習を波及させていくというところを論点とさせていただきたいと考えております。

27 ページを御覧ください。令和 6 年 5 月に国が策定した環境教育等の推進に係る基本的な方針でございます。先ほど御説明した内容は、この左側の赤囲みなっているところでございます。

28 ページを御覧ください。これまで御説明した内容について、取りまとめております。

まず、計画期間につきましては、中間見直しのため、変更しないことを想定してございます。

目指す姿につきましては、当初計画から変更しないことを想定してございますが、先ほど申し上げたように、委員の皆様からの御意見等を頂戴いたしまして、県民計画との関連性等を踏まえながら、検討させていただきたいと考えてございます。

(3) 計画の構成の柱立てにつきましては、当初の計画から変更しないことを想定してございますが、個別の施策や記載につきましては社会情勢の変化等や、県の施策の進捗、指標の達成状況、新たに生じた課題等への対応方法を検討のうえ、必要に応じて、見直すことを想定しております。

最後に、(4) 主要な指標につきましても、必要に応じて検討することを想定しております。

29 ページを御覧ください。今後のスケジュールでございますが、先ほどのこの時間の前に開催しました親会含めまして、検討のスケジュールをこのように考えてございます。

本日、事務局として考える、見直しの大まかな方向性の案や、スケジュールを示させていただきまして、委員の皆様から御意見等を頂戴した後に、そちらの内容も踏まえまして、関係部局と調整の上、作成する、計画素案を7月下旬に開催予定の第2回部会で審議していただくことを考えてございます。

その後、そちらで御意見を頂戴したことを踏まえまして、8月下旬に開催することを想定してございます第3回の部会で答申素案の審議をしていただいた後、9月中に開催する親会の中で、答申案を御審議いただくことを想定しております。

答申を頂戴した後は、12月議会での報告ですとか、パブリックコメントの実施地域説明会の実施等を経た上で、親会で最終案の報告をさせていただく、というスケジュールを想定してございます。

事務局からこちらの資料での説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 渋谷部会長

はい、ありがとうございました。それでは早速、御意見をいただければと思います。

どなたからでも結構ですので、御質問あるいは御意見いただきたいと思います。

7人しかいないので、のちほどそれぞれの委員さんからいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○ 岩井委員

よろしいですか。ありがとうございます。17 ページでございます。

先程から気候変動対策、よくこの中にも書かれている省エネルギー対策の推進について、再生可能エネルギーの導入促進とあるのですが、この辺りでいつも思うのですが、具体的な取組ですよね。どうやったら、エネルギーのロスが何%出ているか、何%落ちるのか、というようなことで、今市場の中では、私もやっているのですが省エネルギー診断をさせていただいている中で、かなり製造業の応募は多くなっているようですが、その他の業態ではまだ把握が少ない状況です。

全体的な把握をして、どのぐらいどの業態から出ているかを出して、それでどう抑えていけば、省エネルギー化出来るかという事がよく話題になるのですが、最近建設業の中で、ライフサイクルアセスメントやライフサイクルカーボンという考え方で解体に伴うもののCO₂の把握をしましょう、それからコンクリートだとか、そういうものを使ったもの等を、実際省エネ型になる省エネ型、脱炭素化につながる材料を使って何%減らすなど、そういった考え方を国交省の方でも出していることで、現状CO₂が何%出ている、新たな材料に変えることで何%を抑えられる、ということを推奨するほか、農業分野で「中干し」という手法で田んぼのメタンガスの発生を抑制することによって、農林水産省が補助金を出したり、それをJ-クレジット等にしたり、というような方法等も出ているので、岩手県内のどの業態で何%ぐらい出ているか、それをどのぐらい、どういうことをしたら、抑えていけるか、各業界にそういった意識づけしていくことによって、この数字が達成できるのではないかなと思いますので、その辺をお願いしていきたいと思います。

○ 渋谷部会長

はい、ありがとうございます。辻委員、いかがでしょうか。

○ 辻委員

辻です。生物多様性のことからですが、ネイチャーポジティブということで、生物多様性を全面的に出した考え方によって変わってくるのかと思うのですが、一方で野生鳥獣害と考えると、シカやイノシシ、クマのように軋轢という言葉で表現されていますが、そういうマイナスの側面もある。

なおかつ身近な自然ということで考えますと、イメージとすれば、岩手の自然は豊かだと、皆さん思っているのかもしれないのですが、身近な自然は実際どうなのだろうか、評価がされてない所があると思います。

ですので、野生鳥獣という視点も当然必要ですが、身近な自然はどのように再生されているのか、河川などの公共用水域の水質は改善されている事が明確になってきている、そういう中で、身近な自然も、もっとレベルアップできると思います。そういったことがウェルビーイングや生活の豊かさというところに繋がってくると思いま

すので、そういう身近な自然の部分の評価していく、そこをこの中間年見直しで出来ればいいのかなと思いました。

○ 渋谷部会長

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。丹野委員お願いします。

○ 丹野委員

資料の中でいうと、スライド番号 24 です。環境分野別別施策、P F A S の存在状況に関する調査の強化等について、私は、全体の見直し案の方向性については、大きく異存がないですが、例えば P F A S に関する記載などに関しては、いわゆる健康影響などについて、確定的ではないところもございますし、調査をしてこれをゼロリスクにしていくこと自体については、それも異存ないのですけれども、これ、質問になるのですが、県としても調査を強化していくということですが、P F A S の調査の主体は、県なのでしょうか、それとも市町村なのでしょうか。その辺りがわからないので、ここにどの程度どう書き込むのか、検討いただくところなのかなと思っております。

健康被害、健康影響、書き方、それとこれ、これはもう 1 つ、おそらくこれはどちらかという、温暖化計画特別部会で話し合われる内容ではないかと思われるのですが、現行の環境基本計画を見せていただくと、例えば I P C C の第 5 次報告書に関する、記載がありますが、当然それが更新されていると思いますし、あとは最近の考え方というその例えば、コベネフィットや健康、簡単に言えば、例えば牛乳や牛肉、畜産業から出てくるメタンガスなどを抑える、例えば赤肉を食べることによる健康影響、健康被害、悪影響というのを減らすと同時に、健康を良くしながら、環境を良くしていくような、そういう考え方が、I P C C の中に含まれていると思いますので、これはどちらかという、地球温暖化対策実行計画の方かもしれないですが、そういった部分に関連して、環境基本計画にも「環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現」という項目があったかと思いますので、そういうところに、「健康」というキーワードを使って、環境と健康、両方良くしていくという考え方を盛り込んで頂けたらと思います。以上です。

○ 渋谷部会長

はい。ありがとうございます。

佐藤委員さん何かありますでしょうか。

○ 佐藤委員

佐藤です。私の分野とすれば森林の方になるのですが、17 ページですね、施策の柱の 3 つ目、適切な森林整備等による森林吸収源対策の推進ということで進めているのですが、削減割合 57% に対して 16% の進捗となっていることについて、森林の保育に

関して岩手県ではどのくらい施業していくかの目標値があれば、見直しに入れて頂ければ良いなと思いました。

○ 渋谷部会長

はい、ありがとうございます。

リモートで御参加の、伊藤委員、御意見いただければと思うのですが。

○ 伊藤委員

伊藤です。お願いします。

私からは、新しく「ウェルビーイング」というキーワードが出てきていますが、例えば資料 10 ページのところに、非市場的価値というのが書かれていて、高付加価値化というところのその具体的なその例というか、どういったものが対象になるのかというのを、県民の方に分かりやすい説明というか例を、示していただければなと思います。あとは特に、また資料いただけたと思いますので、その見てから、いろいろと質問コメントさせていただきたいと思います。以上です。

○ 渋谷部会長

はい、ありがとうございます。小野寺委員、いかがでしょうか。

○ 小野寺委員

方向性ということで気にしているのは、19 ページ「循環型地域社会の形成」の部分です。産業廃棄物の再生利用率、一般廃棄物のリサイクル率について、指標の見直しを一度考えてみてはどうかと思っております、目標としてはおそらく立てているのだと思うので、別立てでもう 1 つ考えるかどうかとも思います。

例えば、産業廃棄物になると、再生利用率というのは、サーマルリサイクルも含めての利用率だと思っています。おそらくこれを、再利用なのか再資源化なのか、再生利用なのかみたいところがちょっと明確な言葉の定義がはっきりしないような気がします。

私としては、サーマルではない、より高次のリサイクル方法を求めた場合のリサイクル率というものを測っていく、再生利用またはリユースしている部分に関して、どう把握していくかというところが必要になってくるのではないかなと思っています。

おそらく、岩手県内だとセメント業界もあるので、サーマルで OK となってしまうと、目標としては高く掲げられるのですが、それ以上のことはしないという市場になりつつあるのではないかと気にしておりました。よろしくお願いします。

○ 渋谷部会長

はい、ありがとうございました。

私の方からも、国の方の計画が第五次から第六次に変わって、骨格はあんまり変わってないのですが、そもそもの考え方が大きく転換しているってところで。

ウェルビーイングという言葉が頭に上がってきて、それで、環境行政そのものの目標がその国民の、ウェルビーイングを目指すというところになっているので、県民の健康とか色々な面で目指すというような方向性を出していく方が、環境のことだけやっているとなかなか県民に理解していただけないとか多いので、その根本は健康とかですね、生活の質とかそういうところを目指すのが、環境から目指せということをしかり出していく必要があると思っています。

ただウェルビーイングという言葉が、県民の皆さんにこう、ちょっと分かりにくいので、総合計画の中に盛り込まれていることが結構あるので、岩手県らしい言葉で、県民の方に分かりやすい目標を立てたらいいのかなと思います。

それから、環境的なところで言うと 16 ページですか、ちょっと気になった赤線で囲われている下に、東日本大震災って、これが国の方は考えているのに県の方が他の多分、防災計画とかそっちの方に入っている。もしかしたら環境基本計画に入っていますよね。

だから赤線がずれているのか、入ってないのだったら入れなきゃいけないってことと、今回、大規模山火事があったりしたということもあるので、あれは環境影響にどうなっているのか、こうなってくると少なくとも二酸化炭素が大気中に放出されてしまうということはあると思うので、そういうものに対する復旧とかがなければいけない気がしました。

それから、生物多様性の地域戦略ですけれども、ネイチャーポジティブという、これも分かりにくい言葉ですが、30by30 という言葉もあったりして、それに見合う面積がどのぐらい今、県を占めているのかを把握しながら、どこまで増やしていくのか、国の目標に近づけるかという、具体的な目標値を出すかどうかですね、そういう議論をしていくのかなと思います。

また、鈴木委員から、親会の中で御指摘があったと思うのですが、新たな目標値として国が示しているので、県はどう対応していくかということですね、考えなきゃいけない。そのための地域多様性増進法ができて、促進しようとしているのですが、その辺の方向性を、今回の中間見直しでは、きちんと出していく。

あと横断的なものとして、環境教育の方をどう進めていくかっていうのを、新しい方針とかですね。新しく国の方で動いているものに対応して、どこまでやるかいうことを、全般的に、それぞれの委員さんにおかれましては御自分の専門の、立場から様々言っていただきたいと思いますし、他分野の方との意見を、言っていただければと思っていますところ です。

一応皆さん御意見いただいたのですけれども、他の委員の皆様方もお話している中

で、何か、これも要るのではないかなど、そういう意見がありますか。

ものすごく範囲が広いので、短時間で意見というのは難しいと思うのですが。

はい、伊藤委員さん、お願いします。

○ 伊藤委員

はい、すみませんちょっと1点、私聞き漏らしてしまったかもしれないのですが、温暖化対策とそれから資源循環からの御意見をいただいていたかと思うのですが、これは同時進行でそれぞれの特別部会が走っていて、各部会で議論した内容とこの環境基本計画にどう擦り合わせするタイミングがどのようになっているか、確認させていただきたいと思います。

○ 渋谷部会長

はい、事務局お願いします。

○ 事務局

はい、まず、様々なご意見ご質問を皆様から頂戴している所ですね、まず伊藤委員のご質問から回答させていただきたいと思います。

スライドの方ですと右下の方で、29 ページ。

こちらの方も今後のスケジュールの方でも、次回の部会でございますが、こちらの方の中で今回委員の皆様から頂戴する論点ですとか、今日本日開催した環境基本計画見直しの特別部会から第2回の部会までの間に開催する個別計画の中で、議論された内容等につきましては、共有させていただきまして、そちらの方を共有させていただいた上での、こちら中間審議というような形とさせていただきたいと考えてございます。

○ 伊藤委員

伊藤です。ありがとうございます。分かりました。

○ 渋谷部会長

ありがとうございます。他に何かございますか。

○ 岩井委員

ちょっと私もこのどの分野に入ることなのか、PFASとか、それから先の大気部会の中でダイオキシンのことなどがあったのですが、今の問題としては、アスベストの資格を取らせて頂いたのですが、結構被害とか10年先とかで、今70代ぐらいの方々が亡くなる率が物凄く高く、正直言って有害性ははっきりしない。

大分少なくはなっているということですが、やっぱりそういう調査だとか、ど

のぐらい飛散するのかとか、こういうものがこのPFASみたいな形で、あるべきになんじゃないかな、というのは思いました。

○ 渋谷部会長

はい、ありがとうございます。今、空き家の問題と絡んできていて、除却するときに、ちゃんと調べる枠組みができてきているのですが、そういうことももう、これから人口減少で、空き家が増えてきてそれをどうする、空き家対策に関係するような事例、事案が出てくるのかなと思っていますところ。

ありがとうございました。他にはいかがでしょう。はい、お願いします。

○ 佐藤委員

スライドですと23ページ、地域生物多様性増進法について、私自身この法律についてよく知らなかったのですが、この法律に基づき計画が認められると、申請者にとってどのようなメリットがあるのでしょうか。

○ 事務局

23ページのスライドですと、中段の主な措置事項の1の(1)の①②に当たりますが、国の認定を受けた計画に基づく活動について、今回何か作業するときに、許可ですとか、必要になる手続きについて、多様な部局等に提出する、例えば、手続き書類とかそういうものの、ワンストップ化されたり、簡素化、何かを出さなくていいとか、そのような特例を受けることができたりするということでございます。

この法律に基づき認定の手続きを行った計画に基づく行為は、法律に基づく、手続きを簡素化ですとか、窓口一本で実施することができるというものになります。

○ 佐藤委員

ありがとうございます。

○ 渋谷部会長

はい、ありがとうございます。

この法律の目的が、保護区に類するものを増やす、ことになっていまして、あと企業や個人が「自然共生サイト」というものを決めて、その中でどういう活動をするか、というのがこの計画になっているのですね。その計画を作るとその地域が、保護区に類する地域。その中で、例えば森林ですと、伐採とか間伐とかの際にある、伐採届などの色々な手続が必要になるので、手続の間に色々な関係機関、森林組合さんや、県などですね、調整をするので、これが認定されると、計画の内容がもう大体わかっているので、手続きが完了するという仕組みです。

他にいかがでしょうか。辻委員さん。

○ 辻委員

実際、県の方でこういった取組を実施して、そういう中で、部局ごとの、情報のやりとりだとか連携だとか、そういったところ、岩手県としてどういうふうな体制で、こういった取組を反映させようとしているのかということも、今までやってきた取組の紹介と合わせて私達にも分かりやすく示して頂ければと思います。

○ 事務局

分かりました。計画の見直しの中で、そちらも含めて検討して参りたいと思います。

○ 渋谷部会長

はい、ありがとうございます。他の委員の皆様いかがでしょうか。

かなり分量が多く、これから素案を作ることになると思うのですが、もし後で委員から意見があるようでしたら、受け取ってもらえるようなことはできますか。締切りはあったほうがいいと思うのですが、なかなかこの限られた時間では、出てこない部分もあると思います。

締切りを設けていただいて、各委員さんに、御意見があれば事務局に届くような、仕組みを作っていただけると良いのですが、いかがでしょうか。

○ 事務局

先程の御提案につきまして、例えば本日終了しまして、来週の金曜日、6月6日の金曜日までを目途に、今回の部会の中では整理しきれなかった部分で、反映を検討すべき事項等、そのようなトピックがございましたら、事務局にメールをお送りいただければ、そちらも含めまして、検討させていただきたいと思います。

○ 渋谷部会長

フォーマット作っていただいて、各委員さんに出してもらえるといいかもしれません。

○ 事務局

はい、分かりました。

○ 渋谷部会長

すいません、よろしくお願いいたします。

○ 事務局

先ほど回答いただいております御質問ですとか、あと会長からの計画や個別施策の位置付けですとか、御意見・御指摘等もございましたので、そちらの方も、次回の部会までに整理させていただきながら進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

2 議事（(4)「その他」）

○ 渋谷部会長

それでは次に移りたいと思います。議事の(4)「その他」としまして、委員の皆様から何かございますか。事務局からは何かございますか。

○ 事務局

様々な御意見、御提案本当にありがとうございます。

この環境基本計画、分野が非常に多岐にわたっておりましてボリュームが多いというところもありますが、本日いただいた御意見につきましては、次の部会で事務局が告示する案などの中で、個別に、前回の部会で御意見いただいた、これはここに反映しております、あるいはそういった御意見をいただきましたが、こういう理由で、ちょっと今回の案には記載しておりません等々、何らかの回答を示していきたいと考えております。また、同時に見直しなどを行う個別計画である、地球温暖化対策実行計画ですとか、循環型社会形成計画の担当室課の者も事務局にありますので、今日いただいた御意見のうちそれらの計画に関連するような、御質問・御提言などを、他の部会や担当課の中も共有させていただきまして、回答というか、反映の仕方を検討していきたいと考えて、おりますので、よろしくお願いいたします。

○ 渋谷部会長

はい、他にないようでしたら、議事は以上をもちまして終了させていただきます。
少しオーバーしました。御協力ありがとうございました。
進行を事務局にお返しします。

○ 事務局

はい、渋谷会長ありがとうございました。
閉会の前に、次回の部会の日程調整についてお願いがあります。

○ 事務局

先ほどの資料1の資料の29ページを御覧ください。
次回の部会につきまして、令和7年7月下旬に開催を予定しておりますので、後程、短いスパンで恐縮ですが、部会の委員の皆様におかれましては、日程調整等の御連絡を

させていただきたいと思います。

先ほど会長からご提案いただきました、フォーマットでの情報の共有ですとか、そういったところを並行しながら進めて参りたいと思いますので、併せてよろしく願いいたします。

3 閉 会

○ 事務局

本日はありがとうございました。

以上をもちまして、第1回環境基本計画見直し特別部会を終了させていただきます。

ありがとうございました。